

令和 7 年度 岡山県立岡山御津高等学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題
【現状】本校のいじめの認知件数は年間を通じて数件であり、グループ内での嫌がらせ等がほとんどである。1 年次生に関連するものが多い。また、JR 津山線で通学する生徒が大半であり列車内や SNS 上でのトラブルも多い。 【課題】発達支持的／課題未然防止的生徒指導の考え方にに基づき、日々の授業や学校行事等を通して、個の成長を支え、集団の中で生活していく力を身につけさせる。いじめ LHR などを活用し、いじめは許されるものではないという正しい人権意識を定着させる。さらに、日々の観察や対話を通じて、アセスメントを的確に行い、保護者や地域と連携したいじめ防止対策をしていく必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・「いじめ対策委員会」を中心に、各課／室・年次団・PTA・地域等との連携を強化し、教職員と保護者、地域が一体となっていじめ撲滅に向けて対処する。 ・未然防止に向け、自己の成長や自己肯定感を高め、命の大切さなどを認識する機会を設ける。 ・早期発見のために、全教員での観察を日常化するとともに、対話型の教育を推進することで、適切なアセスメントを通した生徒把握を行う。 ＜重点となる取組＞ ・「自分を磨くこと まごころを尽くすこと」の校訓の下、自己肯定感を醸成し、他者を思いやる心などを育む ・日々の観察・対話や保護者連携、心理検査、STANDBY やシャボテンログ等アプリの活用、学校生活サポートルームとの連携を通じ、生徒の変化を見逃さず、教職員全体で組織的な対応を行う

保護者・地域との連携	学校	関係機関等との連携
＜連携の内容＞ ・学校基本方針を PTA 総会で説明し、保護者の理解を得るとともにホームページに掲載する ・定期的に金川駅の巡回や列車内指導等を行い、生徒の実態把握に努める ・日常的な家庭連絡等により保護者と学校が日常的に連携し、生徒理解を行う ・いじめ等の各種相談機関や校内の教育相談体制、学校生活サポートルームについて周知する	いじめ対策委員会 ＜対策委員会の役割＞ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、いじめへの対応 ＜対策委員会の開催時期＞ 学期に 1 回定例会、必要に応じて臨時会を実施 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ 職員会議で報告。緊急の場合は朝礼等で連絡 ＜構成メンバー＞ 校外：SSW、合理的配慮 Co、PTA 役員 校内：校長、教頭、主幹教諭、生徒課長、学サポ室長 年次主任、人権教育担当、養護教諭 全 教 職 員	＜連携機関名＞ 岡山県教育委員会 ＜連携の内容＞ ・事案発生時に内容を報告し、助言を得る ・ネットパトロールによる監視結果の連絡 ＜学校側の窓口＞ 教頭 ＜連携機関名＞ 岡山北警察署をはじめとする警察署 ＜連携の内容＞ ・定期的な情報交換 ・非行防止教室の開催 ＜学校側の窓口＞ 生徒課長

学校が実施する取り組み	
① い じ め の 防 止	＜集団／居場所づくり＞・ハピネスチケットや各学校行事を活用し、自分への自信、他者受容などの経験を多く積ませ、安心して過ごせる学校を目指す ＜わ か る 授 業＞・スモールステップで達成感を味わいながら、生徒が主体的に参加できる授業を提供し、授業で成長を感じられるようにする ・ユニバーサルデザインの視点に立った授業デザインを行い、誰もが安心して受けられる授業にする ＜情 報 モ ラ ル 教 育＞・情報機器の利便性を最大限活かすために、情報機器の怖さやネットいじめなどの問題点についても理解させる ・情報機器上での適切な情報受発信能力を身につけさせ、自分の考えを適切に表現し、相手の思いを正しく理解する力を育成する ＜教 職 員 研 修＞・いじめ等の早期発見や対応力向上のため、ケーススタディー等を行いながら、実際の場面を想定した研修を行う ・年次会や職員会議など、定期的に生徒の情報交換を行う機会を設ける。
② 早 期 発 見	＜実 態 把 握＞・いじめアンケートに基づいた面談を年 2 回実施したり、STANDBY・シャボテンログを活用したりしていじめの兆候の発見に努める ・アセスなどの心理検査や教員との日々の対話を通して、生徒の変化を素早く察知し、早期発見を図る ＜相談体制の確立＞・各担任、年次団、生徒課、学校生活サポートルームなどが相互に連携し合い、情報共有を密に行う。 ・校内の教職員だけではなく、SC や SSW、合理的配慮アドバイザーなど多職種連携を行い、多様な相談体制を確立する。 ＜情 報 共 有＞・生徒の現在の状況を迅速かつ密に情報共有するとともに、中学校からの引継ぎなども全教職員で共有し、対応する。 ・アセスメントシートを刷新し、全教職員で活用することで、多くの情報を集約・共有し、多面的な生徒理解体制を確立する。 ＜家 庭 と の 連 携＞・保護者懇談会や三者懇談、日々の電話連絡、学年（学級）通信等を通じて、教育相談体制や校外の相談体制の周知・啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	＜い じ め の 有 無 の 確 認＞・いじめを受けているとの通報や訴え、各種調査等からその疑いがある場合は速やかにいじめの事実の有無を確認する ＜いじめへの組織的な対応＞・いじめ対策委員会を開催し、いじめへの組織的な対応を検討し、解決に向けた対策を作成する ・担任等が一人で抱え込まないように、年次団や課など組織的な対応ができるように徹底する ・外部関係機関等も交えて、教職員全体で情報を共有する ＜生 徒 へ の 支 援＞・いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されないという毅然とした態度を保持しつつ各生徒へ対応する 【いじめられた生徒への支援】解決されるまで、学校全体で徹底して守り抜くという姿勢を示し、当該生徒及び保護者を支援する 【いじめた生徒への指導】いじめは許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるため毅然とした指導を行う。また、当該生徒の背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、人間的成長を促し、健全な人間関係を構築できるよう指導する。 【傍 観 し た 生 徒 へ の 対 応】いじめの傍観者もいじめを自分の問題としてとらえさせ、絶対に許してはいけないことを指導する。

